

南部町地域密着型サービス関係Q & A

平成30年6月1日

地域密着型サービス事業所からいただいたご質問を、以下のとおりまとめました。

ただし、回答は当町が保険者判断と行っている部分も含まれています。他市町村等の被保険者については各保険者の判断となりますので、それぞれの市町村にお問い合わせください。
また、必ず関係法令についてご確認くださいませようお願いします。

No.	サービス種別	質問内容	回答	関連法令等
1	認知症対応型共同生活介護	医療連携体制加算（Ⅲ）の算定要件について、算定日が属する月の12月間において「吸引、または経管等を実施している状態の方が1人以上」とあるが、該当者が居り算定可能な場合、ケアプランと経過記録以外に記録として残すものはありますか。	ケアプラン及び経過記録により、「喀痰吸引を実施している状態」又は「経鼻胃管や胃瘻等の経腸栄養状態が行われている状態」の利用者が、算定日が属する月の前12月間において1人以上いたことがわかる場合は、他の記録等は要しないと考えます。	○厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号） ○指定地域密着型サービス費に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
2	認知症対応型共同生活介護	生活機能向上連携加算を算定するにあたり、計画書はケアプランとは別に“リハビリテーション計画書”の様なケアプランとは別に計画書作成が必要か。ケアプランの内容に入れても良いか。	関係法令等並びに通知等に記載されている生活機能向上連携加算を算定するために必要な事項を、当該ケアプランにより満たす場合には、当該ケアプランとは別に“リハビリテーション計画書”作成は要しないと考えます。	○指定地域密着型サービス費に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
3	認知症対応型共同生活介護	口腔衛生管理体制加算について、口腔ケアマネジメントに係る計画が作成されていることと基準がありますが、併設の地域密着型介護老人福祉施設と同じもので良いのか、又はGH独自の計画が必要なのか。	口腔衛生管理体制加算の算定においては、「当該事業所」における計画を要しますので、GHとしての計画を要すると考えます。	○厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号） ○指定地域密着型サービス費に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331018号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
4	認知症対応型共同生活介護	認知症対応型共同生活介護における利用者が入院したときの費用について概要を教えてください。	当費用の概要については、関係法令等①の別表5・イ・注6、②の五十八の三、③の6・（6）等のとおりです。	①指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号） ②厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第95号） ③指定地域密着型サービス費に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331020号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
5	認知症対応型共同生活介護	利用者が長期入院になった場合、家族の希望などを勘案し、退所扱いしないで再入居までの居室料をもらうことはできるか。	入院時の居室料については、事業所等の規定等によります。 ※関係法令等①の第2・6・（6）・①・二にありますとおり、「利用者の入院中の期間中の居室は、短期利用認知症対応型共同生活介護等に利用しても差支えない」が、その場合の居室料等は入院中の方から徴収せず、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者から徴収してください。1つの居室において、両者から居室料等を徴収することは適切ではありません。	①指定地域密着型サービス費に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老計発第0331005号老振発第0331005号老老発第0331020号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
6	認知症対応型共同生活介護	身体拘束廃止未実施減算について、「身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催する」とありますが、2月に1回の運営推進会議を活用するのは可能か。	関係法令等①の第3・5・4・④に「…運営推進会議と一体的に設置・運営することも差支えない」とありますとおり、可能です。	①指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老計発第0331004号老振発第0331004号老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）

南部町地域密着型サービス関係Q&A

平成30年6月1日

地域密着型サービス事業所からいただいたご質問を、以下のとおりまとめました。

ただし、回答は当町が保険者判断と行っている部分も含まれています。他市町村等の被保険者については各保険者の判断となりますので、それぞれの市町村にお問い合わせください。
また、必ず関係法令についてご確認くださいませようお願いします。

No.	サービス種別	質問内容	回答	関連法令等
7	認知症対応型共同生活介護	身体拘束廃止未実施減算について、「介護従業者その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること」とありますが、年1、2回程度でよいのか。	関係法令等①の第3・5・4・⑥に「…認知症対応型共同生活介護事業者が指針に基づいた研修プログラムを作成し、定期的な教育（年2回以上）を開催するとともに、新規採用時には必ず身体的拘束等の適正化の研修を実施することが重要である」とありますとあり、年2回以上は必須となります。	①指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について（平成18年3月31日老老計発第0331004号老老発第0331004号老老発第0331017号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
8	認知症対応型共同生活介護	身体拘束廃止未実施減算について、記録・検討会・指針・研修のどれかが欠けても減算の対象となるか。	関係法令等①の第2・6・(2)にありますとあり、記録・検討会・指針・研修等のどれか一つでも欠けた場合、減算の対象となります。	①指定地域密着型サービス費に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老老計発第0331005号老老発第0331005号老老発第0331020号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）
9	認知症対応型共同生活介護	口腔衛生管理体制加算について、「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」は、毎月作成するものであるのか。または、1年間有効であるのか。	関係法令等①の第26・(13)・②にありますとあり、「利用者の口腔ケア・マネジメントに係る計画」には、イ～トについての事項を記載することが必要であり、これらの事項に変更があった場合にその都度計画の見直しが必要となると考えられるため、有効期間が設けられているものではないと考えます。	①指定地域密着型サービス費に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について（平成18年3月31日老老計発第0331005号老老発第0331005号老老発第0331020号厚生労働省老健局計画課長・振興課長・老人保健課長通知）